

2年1月1日

(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（以下この条において「2年新条例」という。）第28条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この条において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3に規定する県民税に係る申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例（次条において「元年10月新条例」という。）第39条並びに附則第6条の3及び第6条の3の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第4条 元年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の鹿児島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第6号

鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 外国人の留学生及び研究者等（以下「留学生等」という。）に宿泊施設を提供するとともに、留学生等相互の交流及び留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進を図るための公の施設として、鹿児島県国際交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、鹿児島市に置く。

(利用資格)

第3条 センターの施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第1の4の表の留学の在留資格を有する者で、鹿児島県内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）に通学するもの
- (2) 法別表第1の3の表の文化活動又は短期滞在の在留資格を有する者で、鹿児島県内の大学等で研究を行うもの
- (3) 第1号又は前号に規定する者の法別表第1の4の表の家族滞在の在留資格を有する配偶者又は子で、第1号又は前号に規定する者とともに施設を利用するもの
- (4) その他知事が適当と認める者
(指定管理者による管理)

第4条 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) センターの施設を利用した事業の企画及び実施に関する業務
- (3) センターの施設の利用者の募集及び利用の許可に関する業務
- (4) センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務
(利用期間)

第6条 センターの施設のうち宿泊施設は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第7条 センターの施設のうち宿泊施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。
- 3 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の利用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が利用許可の内容又は利用許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が不正の手段によって利用許可を受けたとき。
- (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により利用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者の定める利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。
- 3 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 5 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金がセンターと規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 7 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。
 - (1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより利用許可が取り消されたとき。
 - (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により許可施設の利用が不能となったとき。
 - (3) 利用者が利用開始前に利用許可の取消しを申し出て、指定管理者がこれを認めたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(行為の禁止)

第10条 センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障となる行為

(施設の原状変更の禁止)

第11条 利用者その他センターを利用する者は、センターの施設の原状を変更してはならない。

ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定によりセンターの施設の原状を変更した者は、指定管理者の指示に従い、センターの施設の利用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、利用許可により生ずる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の制限）

第13条 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。
- (3) 危険物、動物等を持ち込むこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (5) 印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（制止及び退去命令）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反してセンターの施設を利用した者
- (2) 第10条各号に掲げる行為を行った者
- (3) 第11条の規定に違反してセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（損害賠償）

第15条 第10条各号に掲げる行為を行った者が、当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第11条の規定に違反してセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第9条第3項から第5項までの規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第3項から第5項までの規定の例により行うことができる。